

拉致問題対策本部関係省庁対策会議  
支援分科会中間報告

平成21年7月

1. 支援分科会設置の趣旨

平成14年10月15日に拉致被害者5人が帰国されたのを受けて、政府としては同月24日、「拉致被害者5名について、今後とも日本に滞在して頂き、その御家族については早期帰国を北朝鮮に強く求める」との方針を決定した。同日、日朝国交正常化交渉に関する関係閣僚会議・専門幹事会（拉致問題）（注1）において「拉致被害者・家族に対する総合的な支援策」（以下「総合的支援策」という。）について検討し取りまとめることとした。

同年11月26日、同専門幹事会は、総合的支援策を取りまとめた（別添1参照）。

総合的支援策のうち、給付金の支給や年金の特例措置など従来の法律では対応できない事項については、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」（以下「支援法」という。）が議員立法により制定された。政府としては、総合的支援策及び支援法に基づき、これまで、関係地方公共団体（新潟県、福井県、佐渡市、柏崎市、小浜市）と連携協力しながら帰国被害者及び家族の自立促進と生活基盤の再建等を支援してきた。

拉致被害者5人は、平成16年5月、7月の家族の帰国・入国を経て、平成17年3月に本邦永住の意思を決定された。

それから4年以上が経過したことを踏まえ、本年5月25日開催した拉致問題対策本部関係省庁対策会議において、総合的支援策のフォローアップを行うことを決定し、これまでの支援策の実施状況の点検・評価を行うとともに今後の支援策の在り方について検討するため当分科会が設置された。

注1 平成18年9月、政府に拉致問題対策本部が設置されたことから、専門幹事会の機能は、同本部の関係省庁対策会議に引き継がれてい る。

## 2. 点検・評価・検討結果

(1) 当分科会においては、総合的支援策の各項目ごとに、

- ① 5人の帰国被害者及びその家族に対して、これまで実施してきた具体的支援策の実施状況、
  - ② ①に対する評価（必ずしも利用されなかった施策についてはその理由）、
  - ③ 平成22年度以降を含めた今後の対応の考え方（現在の帰国被害者及びその家族に対するもの並びに安否不明拉致被害者及びその家族が今後帰国した場合の対応）、
  - ④ ①～③を踏まえて総合的支援策の記述の変更の必要性
- について、関係省庁において、点検、評価、検討を行った。その結果は、別添2のとおりである。

また、これらの作業にあたっては、関係地方公共団体において、これまで実施してきた支援策等についても状況を把握（別添3参照）するとともに、関係地方公共団体からの要望（別添4参照）及び帰国被害者・家族の状況、意向も踏まえながら、検討を行った。

(2) 当分科会の現段階における点検・評価・検討結果は、別添2のとおりであるが、そのうち主なものは、次のとおりである。

### ア 拉致被害者等給付金制度の充実

拉致被害者等給付金は、支援法に基づき給付されているものであるが、法律上、永住の意思決定の時から5年を限度として、毎月、支給することとされている。

現在の帰国被害者・家族については、その期限が来年3月に到来することとなる。

帰国被害者・家族は、ご本人たちの努力、地域の方々の支え及び拉致被害者等給付金をはじめとする国、地方公共団体の支援もあり、着実に自立、生活基盤の再建が進みつつあると考えられる。

しかしながら、帰国被害者は、20年以上もの長期間にわたって拉致されていたものであり、その生活基盤には、未だ脆弱な面があることは否定できず、帰国被害者本人のみならず、子供を含めた自立をより確かなものとする必要がある。こうしたことから、拉致被害者の自立・生活基盤の再建に相当程度の役割を果たしてきた拉致被害者等給付金については、現行法上の5年間に加えて、更に5年間給付できることとする方向で検討を進めるべきと考えられる。

なお、現在の帰国被害者・家族の帰国、入国から相当の年数が経過し

ていることもあり、家族の自立・生活基盤の再建等の状況、意向も異なってきている。従って給付金制度の延長に当たっては、拉致被害者・家族の状況等を考慮した制度とすべく検討を行う必要がある。

#### イ その他の施策の取扱い

総合的支援策のうち、拉致被害者等給付金のほかにも、法律事項ではないが期限の定めがあるもの（例 職業転換給付金等）、期限の定めはないものの、来年度の予算要求に関わるもの（例 自立・社会適応促進事業等）もあり、これらの施策についても、被害者・家族の状況、ニーズを踏まえ必要な対応を行うものとする。

#### ウ 安否不明被害者・その家族への対応

アの拉致被害者等給付金制度の充実及びイのその他の施策における必要な対応は、現在の帰国被害者・配偶者等のみならず、安否不明拉致被害者とその配偶者等が今後帰国（又は入国）された場合の支援策ともなるものである。

また、安否不明被害者の家族に対しては、安否不明被害者等の安否情報の収集、家族に対する速やかな情報提供を行うとともに、家族からの相談等にきめ細かく対応することとされている。さらに、政府としては、これまでも支援法に基づき認定された被害者のほかにも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識に基づいて、調査・捜査等を実施するとともに、その家族に対する情報提供や家族からの相談等にも対応してきているところであるが、今後とも適切に対応していく必要がある。

### 3 まとめ

当分科会としては、総合的支援策について、これまでの支援策の実施状況の点検、評価を行い、今後の支援策のあり方について検討を行ってきた。

関係地方公共団体からの要望の中には、事件の全容解明、拉致被害者全員の帰国の速やかな実現を求めるものや損害賠償に係るものも含まれている。前者については、政府の対応方針（平成20年10月15日拉致問題対策本部決定）にあるとおり、政府としても全力で取り組むこととされている。後者については、最優先課題である安否不明拉致被害者の帰国に与える影響等を考慮しつつ、検討されるべきものと考えられる。

当分科会としては、今後とも必要に応じて支援策のあり方について検討

を加えるとともに、安否不明拉致被害者・家族の帰国・入国が、今後、実現した場合の速やかな支援策の実施に努めるものとする。

〔平成14年11月26日  
拉致問題専門幹事会第5回会合決定〕

## 拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について

### 1 経済的支援について

#### 【帰国等に伴う費用の負担】

- 被害者又は被害者の配偶者等の帰国等に要する渡航費用は国が負担する。
- 被害者又は被害者の配偶者等が帰国等してから落着き先での滞在を開始するまでの間の費用（交通費、食費、宿泊費、医療費等）についても、国が負担する。

#### 【日本における生活の保障】

- 帰国被害者等が本邦に永住する場合には、拉致被害者等給付金を、永住の意思決定の時から5年を限度として、毎月、支給する。
- 被害者が永住の意思決定が可能となるまでの間は、滞在援助金を支給する。

#### 【年金の給付】

- 年金額の改善を図るため、拉致期間を国民年金の被保険者期間とみなし、国はその期間に係る保険料に相当する費用を負担すること等の特例措置を講ずる。

### 2 身体の安全及び心身の健康

#### 【身辺の警護】

- 現在、1人1人の身辺警護を行っているほか、必要な警備体制を取っており、引き続き、身辺警護を行う。

#### 【健康診査】

- 40歳以上で、市町村内に住所を有する帰国被害者等に対しては、老人保健法の規定により、心身の健康を保持するために行われる診査及び当該診査に基づく指導を内容とする健康診査を行う。

#### 【精神的なケア】

- 精神保健福祉センターや保健所において、心の健康相談を始めとする精神保健福祉相談を実施する。
- 特別支援として、地元精神科医及び心のケアに関する中央の専門家による精神的ケア実施体制を整備し、今後、被害者本人等の申し出により、地元精神科医等が中心となって精神的ケアを実施する中で、適宜専門家を派遣する。

### 3 生活相談

#### 【相談・対応窓口の設置】

- 日常生活の諸問題に関する相談に応じ、必要な助言、指導を行うための要員を配置する。具体的には、経験や知識に加え被害者本人との信頼関係により人選し、県福祉事務所のケースワーカー（嘱託職員）として新たに採用し、国がその費用を補助する。

## 【派遣形式による研修等の実施】

- 今後、帰国被害者等が日本社会に円滑に適応するために、帰国直後に派遣形式による研修等を一定期間実施し、基本的な生活習慣や日本語の指導を集中的に受けことについて、ニーズを踏まえつつ、引き続き検討する。

## 4 居住の安定

### 【公営住宅への入居】

- 帰国被害者等が永住帰国され、日本における居住の場として公営住宅への入居を希望される場合において、事業主体である地方公共団体の判断により、その住宅に困窮する事情に応じた優先入居の取扱いを行う。また、家賃についても、実情に応じ、地方公共団体の判断により、減免等を行うことが可能。  
民間住宅の借り上げによる公営住宅の供給は、地方公共団体の判断により可能。なお、住戸規模等には制限（80 m<sup>2</sup>以下）がある。

## 5 雇用機会の確保

### 【公共職業安定所による就職あっせん】

- 地元公共職業安定所に所長を長とした支援チームを設置し、帰国被害者等の希望に応じ、求人情報の収集・提供、求人開拓、職業相談、職業紹介等を通じて確実な就職に結びつける。

### 【職業訓練の実施】

- 職業訓練については、公共職業安定所において求職登録、受講あっせんにより、無料で公共職業訓練を提供する。
- 訓練受講中の生活の安定を図る等のため雇用対策法に基づく職業転換給付金制度の適用により、訓練手当等を支給する。

## 6 教育機会の確保

### 【学校への受入】

- 小・中学校については、国籍の別を問わず相当学年への受入を行う。また、日本語が不十分である等の事情がある場合には、一時的に下級の学年に編入する措置をとることは可能。
- 帰国被害者等が高校進学を希望した場合、高等学校の入学資格等について、教育委員会等からの相談を踏まえ、帰国被害者等の意向に沿った入学資格等の付与が可能となるよう対応する。
- 帰国被害者等が大学進学を希望した場合、受入が円滑に行われるようそれらの者の意向や事情に配慮した特別選抜が行われるよう、大学に対して求めていく（実施されるか否かは各大学の判断）。また、我が国の大学に編入学する条件が整っていない場合にはその準備教育について支援を行う。

### **【日本語習得への支援】**

- 小・中学校及び高等学校においては、日本語指導のための教員定数の加配を行う。
- 小・中学校及び高等学校においては、朝鮮語を話せる教育相談員の派遣が行えるよう支援する。
- 小・中学校及び高等学校においては、国が作成した日本語指導資料・教材を配布する。
- 大学においては、編入学を許可した大学に留学生並みの日本語教育を施すよう要請する。また、大学入学前に日本語教育を希望した場合には、国立大学留学生センター等における日本語教育の受講が可能となるよう調整する。

### **7 戸籍等に関する手続**

#### **【日本国籍の取得】**

- 改正国籍法施行（昭和60年1月1日）前の出生子は、法務大臣に対する届出によって日本国籍を取得するため、法務省発行の国籍取得証明書を添付した国籍取得届書が市町村役場に提出されれば、戸籍に記載される。（改正国籍法施行後の出生子は、出生によりすでに日本国籍を取得しているため、出生届書が市町村役場に提出されれば、戸籍に記載される。）

#### **【婚姻届、出生届等各種届出の受理等】**

- 届書が市町村役場に提出された場合、迅速かつ適切に戸籍に記載されるよう努める。

### **8 国と地方の連携**

- 国は地方公共団体と緊密な連携を保ち、支援策の策定及び実施を行うこととし、必要があると認めるときは、地方公共団体が講ずる施策について、援助を行うものとする。

### **9 生存が確認されていない被害者の家族への対応**

- 安否が確認されていない被害者及び被害者の配偶者等の安否情報の収集に努め、家族に対する速やかな情報提供を行うとともに、家族からの相談等にきめ細かく対応する。

別添 2

拉致被害者・家族に対する総合的な支援策の実施状況等について

平成21年7月

拉致問題対策本部事務局

# 拉致被害者・家族に対する総合的な支援策の実施状況等について

拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について 平成14年11月26日 (立候問題専門基金第5回会合決定)		省庁	これまで実施した具体的施策の実施状況	これまで実施した具体的施策に対する評価等	今後の対応(平成22年度以降を含む) 現在の帰国被害者及びその家族	今後の帰国被害者及びその家族	支援策見直しが必要な事項及びその理由
1 経済的支援について	被害者又は被害者の配偶者等の帰国情況等に要する渡航費用は国が負担する。	内閣府	被害者又は被害者の配偶者等が帰国情況等に要する渡航費用は国が負担した。	拉致被害者の帰国に寄与した。 拉致被害者の帰国に寄与した。	●終了	今後の帰国被害者及びその家族に寄与する。	今後の帰国被害者及びその家族に寄与する。
帰国情況等に伴う費用の負担	被害者又は被害者の配偶者等が帰国情況等を開始するまでの間の費用(交通費、宿泊費、医療費等)を負担する。	内閣府	本邦入国情地から滞在を開始するまでの間の経費(交通費、食費、宿泊費、医療費等)を負担した。	拉致被害者が帰国後、落ち着き先での負担軽減に寄与した。	●終了	今後の帰国被害者及びその家族に寄与する。	今後の帰国被害者及びその家族に寄与する。
日本における生活の保障	被害者が永住の意思決定が可能となるまでの間は、滞在援助金を支給する。	内閣府	帰国被害者が本邦に永住する場合には、拉致被害者等給付金を永住の意思決定の時から5年を限度として、毎月支給。	拉致被害者の永住の意思決定の時(平成17年4月より)から5年を限度として、毎月支給。	☆実施中(22年3月まで) ※支給期限を延長する方向で検討中	今後の帰国被害者及びその家族に寄与することに不安の声もあり、今後の対応について検討が必要である。	支給期限を現行の5年から10年に延長する方向で見直しを検討。 ※支給期限の延長には、支援法の改正が必要。
年金額の改善を図るため、拉致期間を除く国民年金の被保険者期間とみなし、国はその期間に係る保険料に相当する費用を負担すること等の特例措置を講ずる。	年金給付	厚生労働省	年金額の改善を図るため、拉致期間を除く国民年金の被保険者期間とみなし、国はその期間に係る保険料に相当する費用を負担すること等の特例措置を講ずる。	○ 拉致被害者支援法に基づき国民年金制度における特例措置を講じている。 ・帰国した被害者が拉致されていた期間を、国民年金の被保険者とみなすこととする。その間の年金保険料に相当する費用は国が負担し、保険料納付済期間とみなすこと	★措置済	○ この国庫負担は、被害者等の自立を促進し、拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するものと考えられる。	今後の帰国被害者及びその家族に寄与する。
				○ 以上の特例措置に基づき、拉致被害者5人に対し、平成15年度予算において拉致被害期間における保険料相当額として国庫負担額を措置した。			

拉致被害者・家族に対する 総合的な支援策について (拉致問題専門幹事会第5回会合決定)	省 庁	これまで実施した具体的施策の実施状況	これまで実施した具体的施策に対する評価等		今後の対応(平成22年度以降を含む) 支援策見直しがが必要な事項及びその理由
			現在の帰国被害者及びその家族	今後の帰国被害者 及びその家族	
<b>2 身体の安全及び心身の健康</b>	警察庁	現在、1人1人の身辺警護を行っているほか、必要な警備体制を取っており、引き続き、身辺警護を行う。  立致被害者及び家族の帰国以降、被害者等の安全を確保するため、関係自治体の支援室と連絡をとり、かつ、被害者や家族の意向を踏まえつつ、所要の警戒を実施している。	拉致被害者等の警戒については、特異な事案の発生もなく、適切に行われている。	今後の帰国被害者及び家族についても同様の対応とする。  ☆実施中拉致被害者及び家族の安全を確保するため、情勢及び被害者等の意向を踏まえ、所要の警戒を実施している。	〇内容の見直し 「現在、1人1人…身辺警護を行なう。」→帰国被害者等の安全を確保するため、必要な警戒を行う。 【見直し理由】表現の適正化
<b>2 身体の安全及び心身の健康</b>	警察庁	現在、1人1人の身辺警護を行っているほか、必要な警備体制を取っており、引き続き、身辺警護を行う。  立致被害者及び家族の帰国以降、被害者等の安全を確保するため、関係自治体の支援室と連絡をとり、かつ、被害者や家族の意向を踏まえつつ、所要の警戒を実施している。	拉致被害者等の警戒については、特異な事案の発生もなく、適切に行われている。	今後の帰国被害者及び家族についても同様の対応とする。  ☆実施中拉致被害者及び家族の安全を確保するため、情勢及び被害者等の意向を踏まえ、所要の警戒を実施している。	〇項目の見直し 「身辺の警護」→「身体の安全確保」。 【見直し理由】表現の適正化
<b>2 身体の安全及び心身の健康</b>	厚生労働省	40歳以上で、市町村内に住所を有する帰国被害者等に対しても、老人保健法の規定により、心身の健康を保持するための行われる診査及び当該診査に基づく指導を内容とする健康診査を行う。	各市町村において具体的にどれだけ帰国被害者等に対して健診を行つたかについては、当該検査の対象者である40歳以上の市町村に住所を有する者の受診者が帰国被害者であるかどうかを把握することは困難であることから、把握していない。なお、平成19年度の基本健康診査受信者数は1344万人(受診率42.6%)となっている。	心臓病、脳卒中等の生活習慣病の予防及び介護を要する状態等の疑いのある者または危険因子を持つ者をスクリーニングするとともに、栄養や運動等に関する保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を行い、医療機関への受診または介護予防事業等への参加を勧奨することによって、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図った。	★措置済 ※他の法令等に基づき同様の保健には、他の制度ができる場合には、他の制度が優先される。平成18年の医療制度改革を受け、平成20年4月から、それまでの老人保健法に基づく市町村が住民に対しして各医療保険者が加入者に対して実施する特定健診対策に重点をねらし、生活習慣病対策に重点をねらし、特定健診が開始した。これにより、対象者の把握が容易になり、また課題であつた健診後のフォローアップ(保健指導)を充実させた新たに制度へ再編されたところ。特定健診対象者及びその家族も含め、特定健診・待定期間に実施されるよう、国としても保険者に対し実施費用の一部を補助するほか、必要な支援を行つ。  なお、医療保険未加入者に対する健診については、健康増進法に基づく健康増進事業のなかで、市町村(特別区含む)が実施しているところである。同事業についても、国から実施費用の一部を補助するなど、必要な支援を行う。

拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について (拉致問題草門幹事会第5回会合決定)		これまで実施した具体的施策の実施状況	これまで実施した具体的施策に対する評価等	今後の対応(平成22年度以降を含む)		
精神保健福祉センターや保健所において、心の健康相談所を始めとする精神保健福祉相談を実施する。	精神的なケア	1)厚生労働省専門家チーム ①帰国者応援リーフレットの作成 ②専門家チームの立ち上げ <平成14年10月14日に体制整備> <役割>	・帰国日は外務省からも医師が派遣されており、厚生労働省の専門家チームが個別の対応をすることがなかった。 ・以後、地方自治体等から要請があれば対応を行うこととした。	現在の帰国被害者及びその家族 ★措置済 今後、希望に応じて実施	現在の帰国被害者及びその家族 今後の帰国被害者 及びその家族	今後の対応(平成22年度以降を含む)
特別支援として、地元精神科医及び心のケアに關する中央の専門家による精神的ケア実施被害者等が申し出により、地元精神科医等が中心となつて精神的ケアを実施する。中で、適宜専門家を派遣する。	精神保健福祉センターや保健所において、心の健康相談所を始めとする精神保健福祉相談を実施する。	1)厚生労働省専門家チーム ①帰国者応援リーフレットの作成 ②専門家チームの立ち上げ <平成14年10月14日に体制整備> <役割>	・帰国日は外務省からも医師が派遣されており、厚生労働省の専門家チームが個別の対応をすることがなかった。 ・以後、地方自治体等から要請があれば対応を行うこととした。	1)厚生労働省 今後、地方自治体の要請があれば、専門家の派遣等を行う。	現在の帰国被害者及びその家族 今後、希望に応じて実施	今後の対応(平成22年度以降を含む)
精神保健福祉センターや保健所において、心の健康相談所を始めとする精神保健福祉相談を実施する。	精神的なケア	厚生労働省	左記のとおり拉致被害者等の支援に精神科医及び臨床心理士が関与してきることにより、支援関係者の精神面に配慮した円滑な支援並びに被害者の精神的な安定と順調な日本社会への順応等に寄与したものと考えている。	1)新潟県 ①県立致被害者・家族支援室に県臨床心理士会が協力・連携して拉致被害者支援にあたることとし、拉致被害者等の状況を踏まえて被害者との面談や打ち合わせ会議に出席。(主催:県)	厚生労働省 今後の帰国被害者 及びその家族	今後の対応(平成22年度以降を含む)
精神保健福祉センターや保健所において、心の健康相談所を始めとする精神保健福祉相談を実施する。	精神的なケア	厚生労働省	2)新潟県 ①県立致被害者・家族支援室に県臨床心理士会が協力・連携して拉致被害者支援にあたることとし、拉致被害者等の状況を踏まえて被害者との面談や打ち合わせ会議に出席。(主催:県)	2)新潟県 ①県立致被害者・家族支援室に県臨床心理士会が協力・連携して拉致被害者支援にあたることとし、拉致被害者等の状況を踏まえて被害者との面談や打ち合わせ会議に出席。(主催:県)	厚生労働省 今後の帰国被害者 及びその家族	今後の対応(平成22年度以降を含む)
精神保健福祉センターや保健所において、心の健康相談所を始めとする精神保健福祉相談を実施する。	精神的なケア	厚生労働省	3)福井県 ・保健師等の派遣 ・帰国してから、被害者に対する健康状態の確認を小浜市と協力して実施した。	3)福井県 ・保健師等の派遣 ・帰国してから、被害者に対する健康状態の確認を小浜市と協力して実施した。	厚生労働省 今後の帰国被害者 及びその家族	今後の対応(平成22年度以降を含む)

拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について 平成14年11月26日 (在京問題専門幹事会第5回会合決定)		これまで実施した具体的施策の実施状況	これまで実施した具体的施策に対する評価等	今後の対応(平成22年度以降を含む)	支援策見直しが必要な事項及びその理由
3 生活相談	日常生活の諸問題に関する相談に応じ、必要な助言、指導を行うための要員を配置する。具体的には、経験や知識に加え被害者本人との信頼関係により人選し、県福祉事務所のケースワーカー(嘱託職員)として新たに採用し、国がその費用を補助する。	省庁 厚生労働省	これまで実施した具体的施策の実施状況 ・新潟県柏崎市及び佐渡市並びに福井県小浜市が、被害者を支援するために生活支援費(平成17年度においてはセーフティネット支援対策等事業費補助金)により、補助を行った。	現在の帰国被害者及びその家族 ★措置寄附より申請があれば、協議の上、補助を行う。	今後の帰国被害者及びその家族 今後の帰國拉致被害者及びその家族についても対応する。
4 居住の安定	今後、帰国被害者等が日本社会に円滑に適応するため、帰国情態後に措置形式による研修等を一定期間実施し、基本的な生活習慣や日本語の指導を中心としたニーズを踏まえつつ、引き続き検討する。	内閣府 (委託事業) 厚生労働省	帰国被害者等が日本社会に円滑に適応するための生活習慣や日本語の学習などの自立・社会適応促進のための研修等(帰国被害者等自立・社会適応促進事業)を実施。(地元自治体に委託)	★措置済 帰国被害者等は自立支援プログラムに基づき、順調に自立・社会適応へ向かって努力されたり、一定程度の効果があつたと思われる。	今後新たな拉致被害者の帰国等があれば対応する。 具体的な施策の実施状況を踏まえ表現を適正化。
4 居住の安定	帰国被害者等が永住帰国情態において、公営住宅への入居を希望される場合において、事業主体である地方公共団体の判断による事情に応じた優先入居の取扱いを行つ。また、家賃免除等を行つ。また、実情に応じ、地方公共団体の借り上げによる民間住宅の供給は、地方公共団体の判断により可能。なお、住戸規模等には制限(80m <sup>2</sup> 以下)がある。	国土交通省	帰国被害者の居住の安定確保に寄与したものと考えている。他の二家族は、県及び市の借上住宅に入居中。	★措置済 今後も必要に応じて実施	今後の帰國拉致被害者及びその家族についても対応する。

5 署用機会の確保	省 厅	これまで実施した具体的施策の実施状況	今まで実施した具体的施策に対する評価等			
			現在の帰国被害者及びその家族	今後の帰国被害者及びその家族	支援策見直しが必要な事項及びその理由	
公 共 職 業 安 定 所 に 由 る 就 職 あ っ せ ん	厚 生 労 動 省	①「北朝鮮による拉致被害者等就職支援チーム」の設置 平成15年1月1日、帰国被害者等の地元管轄 安定所(新潟労働局両津公共職業安定所現:新潟労働公共職業安定所)、同局柏崎公共職業安定 所、福井労働局小浜公共職業安定所)、「北朝 鮮による拉致被害者等就職支援チーム」を設 置。 ②「北朝鮮による拉致被害者等就職支援チー ム」による職業相談、職業紹介等の実施 帰国被害者等の希望に応じ、求人情報の收 集・提供、職業相談・職業紹介等を実施。 これまで、帰国被害者等であつて、公共職業職業 安定所に求職申込みを行つた者6名のうち5名 が就職(未就職者1名は職業訓練受講中)。	本施策は、帰国被害者等の自立を促進 し、生活基盤の再建等に有効であつたと 評価される。	★措置済 平成15年に設置された「北朝鮮に よる拉致被害者等就職支援チーム」 (拉致被害者の方々の地元管轄安 定所に設置)を維持・継続するとともに 、今後も帰国被害者等の希望に 応じ実施することとする。	今後の帰国拉致被害者及 びその家族についても対 応する。	
職 業 訓 練 の 実 施	厚 生 労 動 省	職業訓練については、公共 職業安定所において求職登 録、受講あっせんにより、無 料で公共職業訓練を提供す る。	これまで、帰国被害者等であつて、公共職業職業 安定所に求職申込みを行つた者6名のうち、5名 が公共職業安定所のあっせんにより職業訓練を 受講し、4名が就職(1名は職業訓練受講中)。	本施策は、帰国被害者等の自立を促進 し、生活基盤の再建等に有効であつたと 評価される。	★措置済 一部家族に実施済、今後も必要に 応じて実施。	今後の帰国拉致被害者及 びその家族についても対 応する。
訓 業 受 講 中 の 生 活 の 安 定	厚 生 劳 動 省	訓 業 受 講 中 の 生 活 の 安 定 を 図る等のため雇用対策法に 基づく職業転換給付金制度 の適用により、訓練手当等を 支給する。	平成15年1月1日より、職業転換給付金制度の 対象者に帰国被害者等を加え、訓練受講中の生 活の安定を図る等のため、職業転換給付金とし て、訓練手当、広域求職活動費、移転交通費、職場 適応訓練費を支給することとしている。	左記のとおり帰国被害者等の支還として 職業転換給付金制度の適用により、被 害者の円滑な就職に寄与したものと考 えている。	★措置済 一部家族に実施済、今後も必要に 応じて実施。 平成22年以降については、被 害者・家族の状況、ニーズを踏まえた 対応を行う。 ※22年度以降の対応には、雇用対 策法施行規則の改正が必要。	今後の帰国拉致被害者及 びその家族についても対 応する。
職 業 訓 練 の 実 施	厚 生 劳 動 省	職業訓練における生活の安定を 図る等のため雇用対策法に 基づく職業転換給付金制度 の適用により、訓練手当等を 支給する。	これまで、訓練手当を支給し、うち2名について は、訓練受託事業主へ職場適応訓練費を支給 (1名は職業訓練中)。	平成15年1月1日より特定求職者雇用開発助成 金の対象労働者に帰国被害者等を加え、当該労 働者を雇入れた事業主を支給対象事業主として いるところである。	★措置済 特定求職者雇用開発助成金の対象労働 者に加えたことにより、被害者の円滑な 就職に寄与したものと考えている。	今後の帰国拉致被害者及 びその家族についても対 応する。
職 業 訓 練 の 実 施	厚 生 动 動 省	これまで、特定求職者雇用開発助成金を1件支給。	これまで、特定求職者雇用開発助成金を1件支給。	平成22年以降の対応には、雇用保険 法施行規則の改正が必要。		

学年	教育機会の確保 について は、小・中学校への受入	文部科学省	これまで実施した具体的施策の実施状況 ※小中学生の家族はない。	これまで実施した具体的施策に対する評価等 ※小中学生の家族はない。	今まで実施した具体的施策に対する評価等 ※該当なし。	今まで実施した具体的施策に対する評価等 ※該当なし。	今まで実施した具体的施策に対する評価等 ※該当なし。
				今まで実施した具体的施策に対する評価等 ※該当なし。	今まで実施した具体的施策に対する評価等 ※該当なし。	今まで実施した具体的施策に対する評価等 ※該当なし。	今まで実施した具体的施策に対する評価等 ※該当なし。
6 年生	拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について (立教問題専門幹事会第5回会合決定)	省庁	これまで実施した具体的施策の実施状況 ※小中学生の家族はない。	これまで実施した具体的施策に対する評価等 ※該当なし。	今まで実施した具体的施策に対する評価等 ※該当なし。	今まで実施した具体的施策に対する評価等 ※該当なし。	今まで実施した具体的施策に対する評価等 ※該当なし。
7 年生	帰国被害者の子供が高校進学を希望した場合、高等學校の入学資格等について、教育委員会等からの相談を踏まえ、帰国被害者の意向に沿つた入学資格等の付与が可能となるよう対応する。	文部科学省	帰国被害者の子供が高校進学を希望した場合、本人の学習歴等を踏まえ、年齢相当の学年の編入学を設置者が許可することとは可能であり、1名が高等学校に編入した。	帰国被害者の子供の円滑な就学に寄与したものと考えている。 ●終了	帰国被害者の子供の円滑な就学に寄与したものと考えている。 ●終了	帰国被害者の子供の円滑な就学に寄与したものと考えている。 ●現時点で、大学進学が予定されている子供はない。	帰国被害者の子供の円滑な就学に寄与したものと考えている。 ●現時点で、大学進学が予定されている子供はない。
8 年生	帰国被害者の子供が大学進学を希望した場合、受入が円滑に行われるようそれらの者の意向や事情に配慮した特別選抜が行われるよう、大学に対して求めていく(実施されるか否かは各大学の判断)。また、入学等を認めるにあたって、入学資格の確認については通常であれば高等学校等の卒業証書等によって確認するところ、特例的な措置として、我が国の大学に編入学する条件が整っていない場合にはその準備教育について支援を行う。	文部科学省	帰国被害者の子供が大学への入学、転学又は編入学を希望した場合、本人の学習歴を踏まえ、入学等を認めることは可能であり、2名が大学に編入学、2名が大学に入学したところである。 また、入学等を認めるにあたって、入学資格の確認については通常であれば高等学校等の卒業証書等によって確認するところ、特例的な措置として、自己申告等の方針による確認をもつて足りることとした。	帰国被害者の子供の円滑な就学に寄与したものと考えている。 ●現時点で、大学進学が予定されている子供はない。	帰国被害者の子供の円滑な就学に寄与したものと考えている。 ●現時点で、大学進学が予定されている子供はない。	帰国被害者の子供の円滑な就学に寄与したものと考えている。 ●現時点で、大学進学が予定されている子供はない。	帰国被害者の子供の円滑な就学に寄与したものと考えている。 ●現時点で、大学進学が予定されている子供はない。

拉致被害者・家族に対する 総合的な支援策について (拉致問題専門幹事会第5回会合決定) 平成14年11月26日	省庁	これまで実施した具体的施策の実施状況	これまで実施した具体的施策に対する評価等	今後の対応(平成22年度以降を含む)	
				現在の帰国被害者及びその家族	今後の帰国被害者 及びその家族
日本語習得への支援	文部科学省	小・中学校及び高等学校においては、日本語指導のための教員定数の加配措置 （福井県教育委員会） ・被害者の日本語習得への支援として、福井県教育委員会からの方の要望を踏まえ、被害者が在籍する公立高等學校に日本語指導のための教員を配置できるよう、平成17年度及び平成18年度に教員定数(各年度2名)の加配措置を行った。	○ 日本語指導のための教員定数の加配措置 ・この教員定数の加配措置は、被害者の日本語習得に大きく貢献したことと考えられる。	●終了 被害者が平成18年度末に高等學校を卒業したことにより、終了した。	今後同様の措置が可能かどうかについては、そのようなニーズが生じた際に検討する。
日本語習得への支援	文部科学省	小・中学校及び高等学校においては、朝鮮語を話せる教育相談員の派遣が行えるよう支援する。	○ 教育相談員の派遣 ・教育委員会に対し、帰国した拉致被害者の子どもとの日本語能力が十分ではなく、母語を話せる教育相談員が必要な場合、速やかに相談員には、「母語を用いた帰国・外国人児童生徒支援に関する調査研究（平成16年度～平成17年度）」により対応。	●現地からの要請がなかったため、派遣は行わなかった。 ●実施済 当該事業が平成17年度に終了。	今後の帰国拉致被害者及びその家族についても対応する。
日本語習得への支援	文部科学省	小・中学校及び高等学校においては、国が作成した日本語指導資料・教材を配布する。	○ 日本語指導教材の配布 ・県より日本語を学ぼう1・2・3（教材及び教師用指導書）及びマルチメディア版及びワークシートを10部欲しいとの要望を受け、平成16年5月24日に送付済み。	●終了 ・日本語指導教材の配布の結果、被害者の日本語指導に大きく貢献したと考えられる。	今後、受入自治体において要望があれば、可能な範囲で対応する。
日本語習得への支援	文部科学省	大学においては、編入学を許可した大学に留学生並みの日本語教育を施すよう要請する。また、大学入学前に日本語教育を希望した場合には、国立大学留学生センター等における日本語教育の受講が可能となるよう調整する。	大学においては、編入学を許可した大学に留学生並みの日本語教育を施すよう要請する。また、大学入学前に日本語教育を希望した場合には、国立大学留学生センター等における日本語教育の受講が可能となるよう調整する。	☆実施中 拉致被害者家族のニーズに合わせ、各大学において、相談指導員の委嘱、生活支援のためのチユーターの配置、日本語学習支援体制の整備等を実施。	今後の帰国拉致被害者及びその家族についても各法人において検討の上、対応する。 各拉致被害者家族の実情に応じて、各国立大学においてチユーターによる課外援助活動（学習援助、日本語指導等）や安全かつ良好な学習環境を整えるための安全対策等を実施。

拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について (行政問題専門幹事会第5回会合決定)		これまで実施した具体的施策の実施状況	これまで実施した具体的施策に対する評価等	今後の対応(平成22年度以降を含む)	現在の帰国被害者及びその家族	今後の帰国被害者及びその家族	支援策見直しが必要な事項及びその理由
7 戸籍等に関する手続	省庁	昭和59年改正国籍法施行(昭和60年1月1日)前に出生した者で、当時の国籍法により日本国籍を取得していないものは、同改正国籍法附則第5条に定める要件を満たしている場合には、法務大臣への届出によって日本国籍を取得することができる。拉致被害者の子のうち、上記に該当する者1名について、国籍取得の届出の手続きを円滑に行うことができるよう対処し、当該届出を受理し、戸籍の記載も完了している。	国籍取得の届出の手続きを円滑に行うことができるよう対処した。	●終了	拉致被害者の家族が帰化による日本国籍の取得を希望する場合は、国籍法等の規定に基づき対応する。	今後の帰国拉致被害者及びその家族に係る日本国籍の取得を希望する場合は、国籍法等の規定に基づき対応する。	
日本国籍の取得	法務省	改正国籍法施行後(昭和60年1月1日)前の出生子は、法務大臣に対する届出によつて日本国籍を取得するため、法務省発行の国籍取得届書を市町村役場に提出されれば、戸籍に記載される。(改正国籍法施行後の出生子は、出生によりすでに日本国籍を取得しているため、出生届書が市町村役場に提出されれば、戸籍に記載される。)	届書が市町村役場に提出された場合、迅速かつ適切に戸籍に記載されるよう努める。	届6件について、届出がされた際に、受否について速やかに判断し、迅速かつ適正な戸籍の処理ができるよう関係市町村と連携の上、対処した。	拉致被害者及びその子に係る婚姻届3件、出生届6件について、届出がされた際に、受否について速やかに判断し、迅速かつ適正な戸籍の処理ができるよう関係市町村と連携の上、対処した。	やかに判断し、迅速かつ適正な戸籍の処理ができるよう関係市町村と連携の上、対処した。	今後の帰国拉致被害者及びその家族に係る日本国籍の取得を希望する場合は、国籍法等の規定に基づき対応する。
8 國と地方の連携	法務省	國は地方公共団体と緊密な連携を保ち、支援策の策定及び実施を行ふこととし、必要があると認めるとときは、地方公共団体が講ずる施策について、援助を行うものとする。	上記、1から7の点について、地方公共団体と連携を保ち、対応してきた。	國と地方公共団体(2県3市)との連携は、概ね円滑に行われている。	関係各省	☆実施中 引き継ぎ、地方公共団体と連携を取扱う。 3家族に対し、きめ細かな支援を行う。	現在の3家族同様、きめ細かな支援を行う。

拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について 平成14年11月26日 拉致問題専門幹事会第5回会合決定)	省庁	これまで実施した具体的施策の実施状況	これまで実施した具体的施策に対する評価等	今後の対応(平成22年度以降を含む)
			支援策見直しが必要な事項及びその理由	今後の帰国被害者及びその家族
9 生存が確認されていない被害者の家族への対応	関係省庁	関係省庁において調査・捜査等を実施するとともに、安否不明拉致被害者等の家族に対する、適宜情報提供を行うとともに、相談等にも対応している。	★安否不明家族への対応	現在の帰国被害者及びその家族 及びその家族 拉致の可能性を排除できない事案についての取り組みの記述を追加。
生存が確認されていない被害者及び被害者の配偶者等の安否情報の収集に努め、家族に対する速やかな情報提供を行うとともに、家族からの相談等にきめ細かく対応する。	関係省庁	支援法に基づき認定された被害者のほかにも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識に基づいて、調査・捜査等を実施するとともに、その家族に対して適宜情報提供を行うとともに、相談等にも対応している。		

支援法：北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成14年12月11日法律第143号)

## 関係地方公共団体による帰国拉致被害者・家族への主な支援策等

### 1 総合的支援策を活用したもの

- 自立支援連絡会議の開催
- 日本語学習等のサポート
- 生活相談員の配置
- 公営住宅への優先入居
- 安全確保のための警戒実施
- 健康相談 等

### 2 その他の支援策等

- 職員としての採用。
- 民間住宅の借り上げ・提供（家賃補助）
- パソコン研修
- 進路指導 等

### 3 支援体制

- 平成14年の3家族の帰国当時から比べれば、担当する人数等は減少しているものの、引き続き担当のセクションを設け、家族との連絡、支援等にあたっている。
- 関係地方公共団体間の連携、並びに国、県、市の連携が図られている。

## 自治体からの要望書

(平成21年6月3日：佐渡市長、小浜市長、佐渡市長連名)

(略)

日本政府にあっては、再調査の早期実施を求める等、事件の全容解明、拉致被害者全員の帰国を速やかに実現するため、更に危機感・切迫感を持って対応していくだくことを切に要望する。

(略)

給付金が支給されることにより、帰国被害者家族が生活を送る上で大きな恩恵を受けているが、被害者には拉致によって失われた20数年という空白期間があり、その間の日本人誰もが経験したことのない肉体的、精神的苦痛を癒し、回復させるためにはまだ時間が必要である。また、平成16年5月及び7月に被害者家族が帰国したが、子供たちは日本での生活を始めてからわずか5年であり、真に自立した生活を送ることができるようになるまで、拉致被害者家族のそれぞれの状況・希望に応じた拉致被害者等給付金の延長を要望する。

さらに、北朝鮮当局による拉致問題は、犯罪行為であり、当然北朝鮮当局が拉致被害者に対して損害を賠償すべき問題である。損害賠償を求める被害者に対しては、請求する道が開かれるよう、また、日本政府が責任を持って損害請求を行うという意思を今回の法律改正に何らかの形で盛り込むことを併せて要望する。

(平成21年6月17日：新潟県知事)

(略)

帰国被害者には、拉致によって失われた20数年という空白の期間があり、肉体的、精神的苦痛を癒し、回復させるためにはまだまだ時間が必要です。また、平成16年5月及び7月に帰国した子供たちは、日本での生活を始めてからようやく5年が経過します。給付金が支給されることにより、帰国拉致被害者家族はなんとか安定した生活を過ごしておりますが、真に自立した生活を送れるようになるまで、給付金の支給を延長し、支援を継続することが必要です。

(略)

(平成21年6月30日：福井県知事)

(略)

給付金は平成22年3月に5年の期限を迎えることとなっておりますが、地村さん御夫妻には、拉致により失われた24年という空白期間があり、真に自立した生活を送れるようになるまで、支給を継続することが必要です。

このたび、帰国拉致被害者の地元である小浜市長等により、給付金の延長等について政府に要望がなされたところですが、帰国拉致被害者の現況を踏まえ、本県としても政府において延長等の対応をされますよう要望いたします。

(略)